

意見陳述書

2014年（平成26年）10月10日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告 中 嶋 哲 演

1 大飯原発差止訴訟・福井地裁判決を受けて

今年の5月21日、福井地方裁判所で私が原告団代表を務める大飯原発差止訴訟の判決が言い渡されました。法廷は、今日と同じように私たち原告団弁護団で満員でしたが、被告側には誰ひとりいませんでした。

「フクシマ」の原発震災は、地元住民だけでなく広大な周辺地域の住民から、自然や地域社会、過去の思い出や未来の希望まで奪い尽くしています。このフクシマの現状をふまえて、樋口裁判長は250km圏内に居住する原告の「人格権」を優先し、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活することが国富であり、これを取り戻すことができないことが国富の喪失である。」と喝破しました。拍手が鳴りやまず、マスコミからも画期的な素晴らしい判決と報道されました。

この判決は原発に反対する人々が長年訴え続けてきたことと、フクシマ原発震災後に全国に広がった世論との結晶であり、感無量でした。今日は、一宗教者として、この玄海原発差止裁判に対する意見を述べさせていただきます。

2 これまでの反原発運動

私は、福井県小浜市にある真言宗・明通寺の住職です。寺は、1200年余り続く山寺で、本堂と三重塔は国宝に指定されています。私は「一切の生きとし生けるものは幸福であれ…遠くに或いは近くに住むものでも、すでに生まれたものでも、これから生まれようと欲するものでも、一切の生きとし生けるものは幸福であれ。」というブッダの教えに親しんではいましたが、社会問題に特別関心を持っ

ていたわけではありませんでした。

しかし、学生時代に原爆被ばく者から原爆投下後の惨状、被ばくの後遺症等、まさに生き地獄の体験を聞き、誰にも同じ体験をさせたくないとの思いで原水爆禁止運動に取り組まれる姿を見て、心を打たれました。私は若狭へ帰り副住職となっても被ばく者を訪ね歩きました。子どもの結婚に差し支えると隠れ暮らしていた方が被ばく者健康手帳交付を受けられるよう支援したとき、被ばくが「これから生まれようと欲する」子孫へも苦悩を与えることを思い知りました。1968年頃からは、地元の被ばく者が原爆専門医師から診察を受けられるよう、被ばく者援護のための托鉢を始めました。毎月、寺周辺全80戸を訪ね、托鉢の趣旨を伝える月刊の伝道紙をお渡しました。1994年の被ばく者援護法の成立をもって26年半で終了することにしました。

托鉢を始めたのと同じ頃、小浜市に原発誘致問題が浮上しました。すでに敦賀、美浜、高浜では7基の原発が計画・建設中で、当時の小浜市長や市議会多数派も積極的に誘致を唱えていました。原発にはほとんど無関心だった私は、なぜ原発に「五重の壁」が必要なのか？なぜ電力を大量消費する都市に原発を設置しないのか？なぜ巨額の交付金がばらまかれるのか？分からないことばかりでした。そこで、原発の講演会に参加すると、100万kwの原発が1日稼働するだけで広島型原爆3発分、1年間で1000発分の死の灰を生成・蓄積するという科学者の解説を聞いて、原発が危険だから五重の壁が必要で、都市に設置できず、地元へ交付金をばらまく必要があるのだと、私の疑問は氷解しました。

電力と引き換えに膨大な死の灰を生成・蓄積するという原発の「正体」を知ってから、私は迷いなく、原発阻止活動を行ないました。1971年に「原発設置反対小浜市民の会」（以下、「小浜市民の会」といいます。）が発足し、事務局長を務め、反原発運動が全国的に分裂していく中、小浜市民は大同団結して有権者24000人中過半数の署名運動等を行ない、小浜原発を3度、使用済み核燃料中間貯蔵施設を2度阻止しました。

しかし、周りの市や町では反対運動が切り崩されてきたため、小浜市民の会は40年以上経っても解散できません。大飯原発は、小浜市の西隣・おおい町にありますが、直線10km以内の住民のうち75%は私たち小浜市民です。私は、死の灰を生成する原発の「正体」を繰り返し訴えなければなりません。大飯原発3・4号機増設当時の1983年に小浜市民に行なったアンケートには、「子ども孫の代まで一死刑宣告を受けたのと同じ。」「何年か先、いろんな困ったことが出てきてその時になって子や孫からこれを許した我々が、どれだけうらまれることか、あやまってすむような単純なものではない。」「家の二階から（大飯原発が）よく見えて事故なき毎日を祈り居る状態です。」と悲痛な叫びがありました。

しかしそれでも、小浜市民は単なる「隣接自治体の住民」として大飯原発反対の意思は排除され、小浜市は、隣接・周辺自治体に15基もの原発がひしめく世界一の原発密集地のど真ん中にある市となってしまいました。

3 大飯原発再稼働

2011年のフクシマ原発震災により、多くの住民や原発労働者は、現在も放射能汚染、被ばくを余儀なくされています。この過酷な現実により、多くの国民も、原発の「正体」を知りました。

にもかかわらず、翌年には、電力会社と国が大飯原発3・4号機を再稼働させるというのですから、福井県民は怒り、各市町議会が県知事宛てに再稼働を止めるよう意見書を提出し、各地で集会や講演会が開かれました。私は、フクシマの犠牲者・被災者に思いを寄せつつ、再稼働阻止の世論の広がりを願って、2012年3月25日から1週間、ハンガーストライキを実行しました。それでも、福井県民の思いすら無視されて大飯原発は再稼働されてしまいました。

4 裁判について

そこで、人権擁護最後の砦である司法に、最後の望みをかけて、私たちは、大飯原発稼働差止の裁判を起こしました。

樋口裁判長は、大飯原発が再々稼働する前に判決をしなければ裁判の意味がな

いと、積極的に求釈明を行い、原告側の弁護士さんたちは、真摯に沢山の書面を作成して提出していきました。一方、被告の関西電力側は、求釈明に対しあいまいな返事をする事が多く、約束した書面の提出期限に遅れることもありました。電力会社が原発の必要性や安全性に自信を持っているのなら、こんな対応はしないと思います。そうして、最初に述べた画期的判決が出たのです。

5 玄海原発訴訟について

私は、玄海原発から 250km 圏内に居住するわけではありません。しかし、大飯原発の抱える問題は全国の原発と共通であり、特に、玄海原発 3・4 号機は、大飯原発 3・4 号機と同じ加圧水型で出力各 118 万 kw の巨大原発です。再稼働すれば、膨大な死の灰が生成されます。一つ再稼働を許すと、なし崩し的に全国の原発が再稼働され、次に原発が全面停止するのは第 2 のフクシマが発生したときになってしまうと思い、この裁判に原告として参加しました。

被告の九州電力のみなさん、労多くして功少ない再稼働の道ではなく、貴社の健全経営と市民から支持される脱原発への英断を速やかに行ってください。

裁判長、原発から 250km 圏内の住民の「人格権」は「平等」に担保されてきたと思われませんか。現在 54 基ある原発のどの地元でも反対運動が繰り広げられましたが、玄海町の住民たちが自由な議論を交わして原発を受け容れたと思われませんか。大都市による過疎地域への原発押付けという差別的構造があり、その延長上に、人格権の根幹部分たる「生命や生活」までも過酷に侵害されているフクシマの現状があると思えてなりません。福井地裁の判決もここまで踏み込んだ言及はありませんでしたが、この玄海原発差止訴訟の司法判断で深めていただけるよう切望しています。

裁判官の方々には、「司法は生きている」と胸を張って判決を書いていただきたいとエールを送って、私の意見陳述を終わります。

以上